

『自己負担限度適用区分』と『特記事項』のご登録一覧

患者登録にある『自己負担限度適用区分』の項目について、患者様がお持ちになった受給者証や認定証に応じて薬局様にてお選びいただけるよう一覧を作成致しました。(2022年10月からの後期高齢者2割負担に対応しております)

■ 高額療養費

- 公費51,52,54をお持ちの場合は、下段の「公費51,52,54をお持ちの場合」をご参照ください。
- 患者登録画面での「特記事項」のご登録は**不要**です。「自己負担限度適用区分」を正しく設定することで、自動的にレセプトに出力されます。

70歳以上	区分名称	高齢受給者証 【負担割合】	限度額適用認定証 【適用区分】	限度額適用・標準 負担額減額認定証 【適用区分】	調剤システム 患者登録 【自己負担限度適用区分】
	現役並み所得者	3割	-	-	1: 現役(VI)
	現役並み所得者II	3割	現役II	-	2: 現役II(V)
	現役並み所得者I	3割	現役I	-	3: 現役I(IV)
	一般所得者	前期・後期2割 or 後期1割	-	-	4: 一般(III)
	住民税非課税世帯II	前期2割 or 後期1割	-	区分II	5: 低所II(II)
	住民税非課税世帯I	前期2割 or 後期1割	-	区分I	6: 低所I(I)

70歳未満	区分名称	-	限度額適用認定証 【適用区分】	限度額適用・標準 負担額減額認定証 【適用区分】	調剤システム 患者登録 【自己負担限度適用区分】
	上位所得者A	-	ア	-	1: ア(上位A)
	上位所得者B	-	イ	-	2: イ(上位B)
	一般A	-	ウ	-	3: ウ(一般A)
	一般B	-	エ	-	4: エ(一般B)
	低所得者	-	-	オ	5: オ(低所)

■ 公費51,52,54

- 公費51,52,54をお持ちの場合は、患者登録画面で「特記事項」のご登録も**必要**になります。

75歳以上	公費受給者証 【適用区分】	高齢負担	調剤システム 患者登録	
	VI	3割	【自己負担限度適用区分】	【特記事項】
	VI	3割	1: 現役(VI)	26: 区ア
	V	3割	2: 現役II(V)	27: 区イ
	IV	3割	3: 現役I(IV)	28: 区ウ
	III	2割	4: 一般(III)	41: 区力
	III	1割	4: 一般(III)	42: 区キ
	II	1割	5: 低所II(II)	30: 区才
I	1割	6: 低所I(I)	30: 区才	
(空白)	3割	1: 現役(VI)	26: 区ア	
(空白)	2割	4: 一般(III)	41: 区力	
(空白)	1割	4: 一般(III)	42: 区キ	

70歳以上	公費受給者証 【適用区分】	高齢負担	調剤システム 患者登録	
	VI	3割	【自己負担限度適用区分】	【特記事項】
	VI	3割	1: 現役(VI)	26: 区ア
	V	3割	2: 現役II(V)	27: 区イ
	IV	3割	3: 現役I(IV)	28: 区ウ
	III	2割	4: 一般(III)	29: 区エ
	II	2割	5: 低所II(II)	30: 区才
	I	2割	6: 低所I(I)	30: 区才
(空白)	3割	1: 現役(VI)	26: 区ア	
(空白)	2割	4: 一般(III)	29: 区エ	

70歳未満	公費受給者証 【適用区分】	-	調剤システム 患者登録	
	ア	-	【自己負担限度適用区分】	【特記事項】
	ア	-	1: ア(上位A)	26: 区ア
	イ	-	2: イ(上位B)	27: 区イ
	ウ	-	3: ウ(一般A)	28: 区ウ
	エ	-	4: エ(一般B)	29: 区エ
オ	-	5: オ(低所)	30: 区才	
(空白)	-	登録不要 ※「レセプトエラー：特記事項が未登録です」 のエラーは無視してください。		

